

生徒心得

本校生は、常に生徒の本分を自覚し、本校の教育方針に従い、良き社会人となるよう努力しなければならない。

礼 節

- (1) 本校の生徒は校内・校外を問わず礼節を重んじ、身を持すること端正でなければならない。
- (2) すべて秩序は、規律ある行為によって保たれるものであるから、時間・期限を厳守し、秩序を乱すような軽率な行動をしてはならない。
- (3) 日常の挨拶は保護者・教職員・生徒を問わず、尊敬と親愛の心をそれによって表すように心掛けねばならない。本校を訪れる来客に対しても挨拶をする心掛けが必要である。

通 学

本校付近は道路が狭く交通量が多いこと、坂道が多いことを考慮し、各自が事故を起こさない、また、事故に巻き込まれないよう、周囲に迷惑を掛けずに通学すること。

- (1) 歩行による通学
 - ①携帯電話や本などを見ながらの登下校をしない。
 - ②ヘッドホン、イヤホンをしながらの登下校をしない。
- (2) 自転車による通学
 - ①自転車通学許可願を提出し、許可を受け、ステッカーを自転車の尾灯付近につける。
 - ②指定の場所に置き、施錠をする。
 - ③法律に違反する運転を行わない。

(雨ガッパ、レインコートを使用する際、体操服の使用を認める。)

(参考) 自転車に関する法律

- ・ 自転車は車道が原則、歩道は例外（国道などの大きい道路は歩道可が多い）
- ・ 車道の左側を走行
- ・ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ・ 禁止事項
 - 携帯電話などを操作しながら、傘をさしながらの走行
 - ヘッドホン、イヤホンをしながらの走行
 - 信号や標識（一時停止など）の無視
 - 並走、二人乗り
 - 夜間の無灯火走行

- (3) 単車及び乗用車による通学は一切禁止する。

服 装

清潔と端正を旨とし、品位ある服装を心掛けること。

(1) 制服

通学には定められた制服を着用するものとする。ただし、許可された者はその限りではない。

生徒心得の改訂について（２ページ目）

1. 本校指定の黒詰め襟５つボタンの学生服、ズボン
白無地半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ（ボタンはシャツと同色）
2. 本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス
本校指定のえんじのネクタイ
白無地半袖カッターシャツ、長袖カッターシャツ（ボタンはシャツと同色）

①着用期間等について

ア、冬服期間：１１～４月は必ず上記制服を着用すること。

イ、夏服期間：５～１０月は学生服、ブレザーを着用しなくてもよい。夏服期間に限り、男女ともカッターシャツの代わりに白無地ポロシャツ（ボタンはシャツと同色）でも良い。ただし、学校行事等で指示がある場合は、上記制服を着用すること。

ウ、許可されたクラブに限り、休日、祝日、長期休暇中はクラブジャージ等での通学を認める。

②ブレザー着用者のネクタイについて

下記の日には必ず着用すること。

ア、入学式、卒業式

イ、対面式、離任式

ウ、始業式、終業式（１学期終業式、２学期始業式を除く）

エ、学校行事等で着用の指示がある場合

③セーター等の着用について

ア、防寒並びに体温調節を目的に、カッターシャツの上に、セーター、ベスト、カーディガンを着用してもよい。

イ、色については、一色のものとし、装飾のないものを着用すること。

ハイネック、フード等、襟のあるものは認めない。

④防寒具の着用について

ア、防寒並びに体温調節を目的に、上記制服の上にコート等の防寒具を着用し、通学してもよい。

イ、防寒具の着用は通学時のみとする。

（２）校章バッジ

校章バッジは、学生服は左詰め襟に、ブレザーは左襟につける。

（３）靴

①靴は、運動靴やかかとの高さが低い革靴であること。

②校舎の清潔を保つため、校舎内では本校指定の上履きを用いる。

（４）その他 留意事項

①パーマメント、染色脱色等、故意に頭髪の変形、変色をしないこと。

②ピアス、ネックレス、指輪等の不要な装飾、並びに口紅、マニキュア等の化粧をしないこと。

③雨天時に自転車で通学する際は、雨ガッパ、レインコートを着用すること。その際、体操服を使用してもよい。

学校生活

- (1) 学校生活は、8時30分に始まり、17時00分には下校するものとする。
- (2) 授業時間は別に時間表によって示す。登校してから授業終了まで無断で校外に出てはいけない。どうしても必要な場合は担任を通じて生徒指導部へ届け出ること。
- (3) 欠席・欠課・遅刻・早退はしないよう心掛け、やむを得ない事情のある場合は、その理由を担任に届け出ること。
- (4) 学校の施設・用具等を利用するときは、管理責任者の先生に申し出て大切に使用すること。また使用後は整理・整頓を心掛け、もし施設・器物等を破損した場合は速やかに関係の先生に届け出ること。
- (5) 掲示板の使用、印刷物の配布については、生徒会に届出てその指導を受けること。
- (6) 授業は原則としてホームルーム教室で行われるが、体育の授業や特別教室での授業の場合には貴重品に注意し、また授業に遅れないよう心掛けること。
- (7) 携帯電話（その他の情報機器含む）の使用についてはルールを守ること。
- (8) 学校で負傷し受診したとき（独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付制度）
学校管理下（合宿・修学旅行・登下校・対外試合等なども含む）で負傷し受診した場合、医療費等が給付される。（熱中症等、負傷以外の受診でも対象となる場合がある。）ただし、金額等の条件によっては、この制度が適用されないこともある。

学校外の生活

- (1) 校外においても本校生徒としての立場を自覚し、良識ある行動を心掛けること。
- (2) 特に飲酒・喫煙・賭博等、法に触れる行為は厳に慎むこと。
- (3) 旅行、キャンプ等、外泊する場合は、家庭の責任ある指導の下に行うこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ないときは、家族・担任とよく相談し必ず担任を通じて生徒指導部へ届け出ること。